

第2章 工事費の積算

① 直接工事費（建地－I）

1. 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価格

価格は、原則として、単価適用日における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、単価適用日における市場価格または類似品価格とする。

なお、設計単価は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう）、個別特別調査又は見積等をもとに、原則として下記により決定するものとする。

1) 「設計単価表」による。

設計単価表に単価が設定されている場合は、これを積算に用いる単価とする。

2) 1) の方法により難しい場合、「物価資料」による。

(イ) 単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の多い方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、多い方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

〈例〉 1) 単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500円（有効桁3桁） 積算資料 34,000円（有効桁2桁）

平均額 33,750円

決定額 33,700円（有効桁3桁、4桁以降切り捨て）

〈例〉 2) 単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価 560円（有効桁2桁） 積算資料 570円（有効桁2桁）

平均額 565円

決定額 565円（最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て）

(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

3) 1) 及び2) の方法により難しい場合は、個別特別調査によって決定することを原則とする。

4) 1)、2) 及び3) の方法により難しい場合は、見積りによって決定するものとする。

(イ) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、見積り依頼を行う。

なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

(ロ) 見積りは、原則として3社以上から徴収する。

(ハ) 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。

ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。

2. 歩掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は積算基準及び歩掛表及び物価資料によるものとする。

積算基準及び歩掛表にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。

見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、最頻度又は平均直下位の歩掛を採用する。

ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については、「1. 材料費」、「3. 労務費」及び「4. 直接経費」によるものとする。

3. 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものとする。

(2) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「設計単価表」の労務単価等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価

次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を越えて、作業を計画する場合は以下とする。

(イ) 深夜時間（22h～5h）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

(ロ) 上記（イ）以外の通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を超えた時間帯は時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。

2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8h+休憩時間1h）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22h～5h）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

ただし、2交替の場合にあつて、所定労働時間を越える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕

3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8h～17h）をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例－3〕

(イ) 所定労働時間内で17h～20h及び、6h～8hにかかる時間帯は、基準額とする。

(ロ) 所定労働時間内で20h～6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。

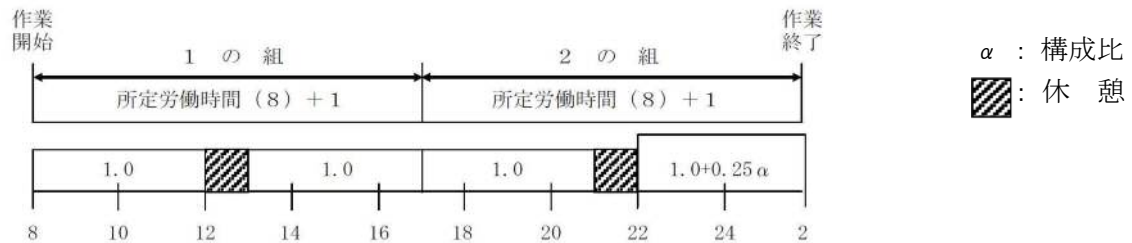
ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を越えた時間帯については、前の1)項による。

(4) 休日作業の労務単価

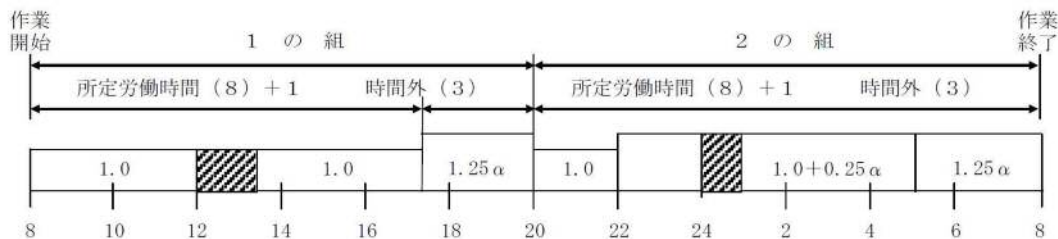
緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。

法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。

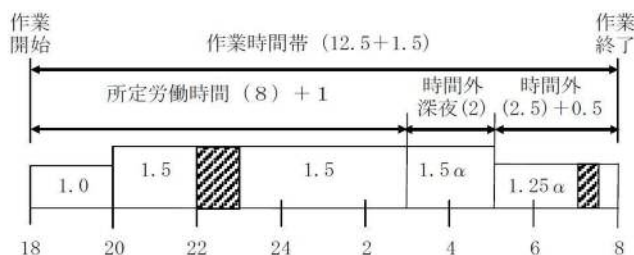
〔例－1〕



〔例－2〕



〔例－3〕



※構成比（職種別割増対象賃金比）は「設計単価表」を参照。

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第5表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第5表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表-2 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地(DIID補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.4	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DIID補正)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3
一般交通影響有り(1)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	4
一般交通影響有り(2)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5
市街地(DIID補正)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事委員会規則における特勤手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
2. 山間僻地及び離島：施工地域が人事委員会規則における特勤手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。(県)
 <山間僻地該当地区>
 - ・西三河建設事務所管内：岡崎市のうち旧額田町
 - ・豊田加茂建設事務所管内：豊田市のうち 旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村
 - ・新城設楽建設事務所管内：設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村
3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

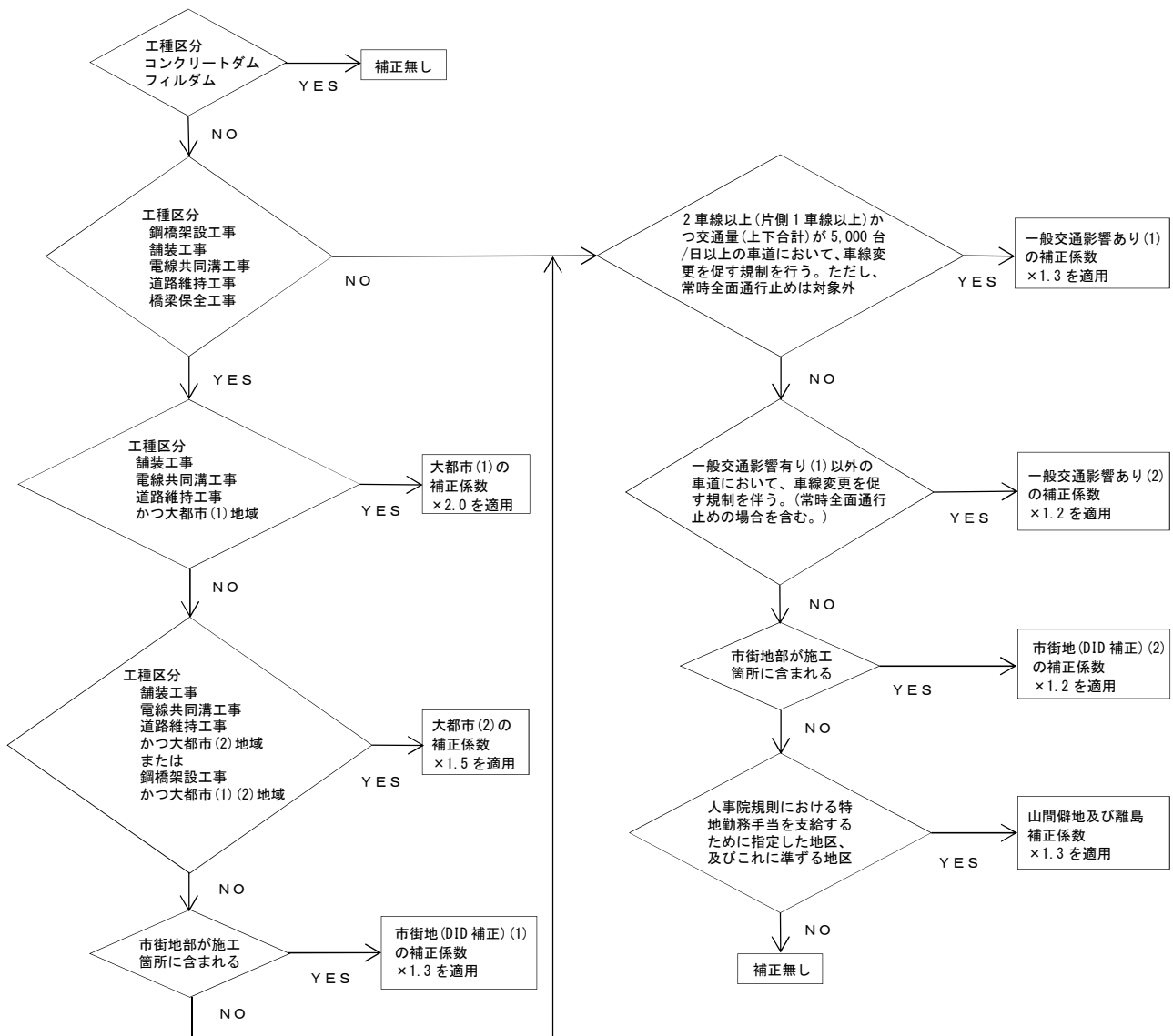


図-1 地域補正の適用フロー

ロ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率（K_r）×施工地域を考慮した補正係数
 ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表～第5表）による。

なお、補正係数を乗じる場合は、k_rの端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

3. 現場管理費

(1) 現場管理費の項目及び内容

1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

3) 租税公課

固定資産税，自動車税，軽自動車税等の租税公課。ただし，機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険，組立保険，法定外の労災保険，火災保険，その他の損害保険の保険料

5) 従業員給料手当

現場従業員の給料，諸手当（危険手当，通勤手当，火薬手当等）及び賞与
ただし，本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者，世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

8) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等福利厚生，文化活動等に要する費用

9) 事務用品費

事務用消耗品，新聞，参考図書等の購入費

10) 通信交通費

通信費，交通費及び旅費

11) 交際費

現場への来客等の対応に要する費用

12) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音，振動，濁水，交通騒音等による事業損失に係る補償費

ただし，臨時にして巨額なものは除く。

13) 外注経費

工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費

14) 工事登録等に要する費用

工事实績等の登録に要する費用

15) 動力・用水光熱費

現場事務所，試験室，労働者宿舎，倉庫及び材料保管庫で使用する電力，用水，ガス等の費用（基本料金を含む。）

16) 公共事業労務費調査に要する費用

17) 雑費

1)から16)までに属さない諸費用

(2) 現場管理費の算定

1) 現場管理費は別表第2（第1表～第5表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。

3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

1) 緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地（DID補正）	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り（1）	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り（2）	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地（DID補正）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
一般交通影響有り（1）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	4
一般交通影響有り（2）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

- (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
2. 山間僻地及び離島とは、施工地域が人事委員会規則における特地勤務手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。（県）
 <山間僻地該当地区>
 ・西三河建設事務所管内：岡崎市のうち旧額田町
 ・豊田加茂建設事務所管内：豊田市のうち 旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村
 ・新城設楽建設事務所管内：設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村
3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

別表第2

現場管理費率

第1表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05
PC橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事		45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事		60.36	2,408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事		54.04	1,692.0	-0.2185	18.28

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81

第4表

工種区分		対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
				A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	

第5表

工種区分		対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
				A	b	
コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59	
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24	

(8) 算定式

$$J_o = A \cdot Np^b$$

ただし、 J_o : 現場管理費率 (%)
 Np : 純工事費 (円)
 A, b : 変数値

- (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第9章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算 （建地－I）

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

1. 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することが出来ない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

(1) 時間的制約条件

- 1) 現道の交通量の多い時間帯
- 2) 通勤・通学の時間帯
- 3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- 5) 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適性に積算するものとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注)「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超えて7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

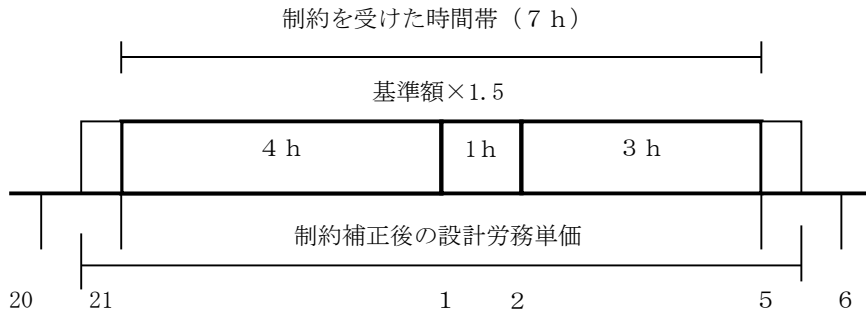
設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計

労務単価（例－1，例－2）

設計労務単価＝〔公共工事設計労務単価＋割増し賃金〕×補正割増し係数

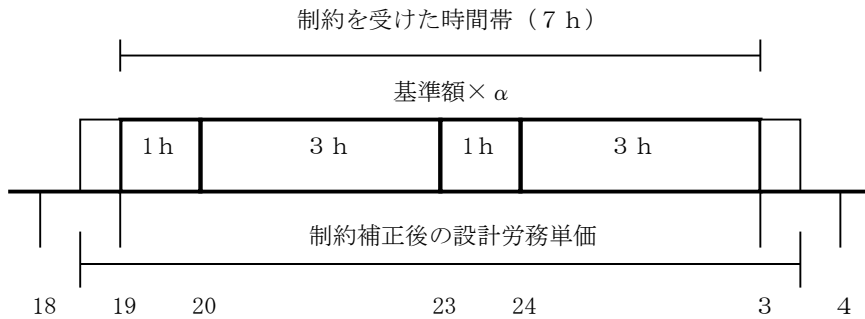
(例一) 20時～6時の時間帯の中で21時～5時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.5 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.71 \end{aligned}$$

ただし、割増し賃金 = 基準額 × 0.5

(例二) 18時～4時の時間帯の中で19時～3時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.428 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.628 \end{aligned}$$

ただし、α = 割増し率

$$\begin{aligned} &= (1 \text{ h} \times 1.0 + 6 \text{ h} \times 1.5) / 7 \text{ h} \\ &= 1.428 \end{aligned}$$

割増し賃金 = 基準額 × 0.428

ハ) 設計労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

ニ) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

(4) 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「建設機械損料の算定について」（建設省機発第65号）〔昭和55年2月22日付〕により、行うものとする。

(5) 工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

2) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- (1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む）
- (2) 上下水道料金
- (3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円以下の場合
共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上記の(1)処分費に、運搬費は含まれない。
2. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根に伴うものである。
3. これにより難しい場合は別途考慮するものとする。

表-③ 現場管理率

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
港湾・漁港工事	浚渫工事	23.71%	99.2	-0.0908	14.19%
	構造物工事	24.36%	46.7	-0.0413	19.28%

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
海岸工事		27.79%	113.9	-0.0895	17.82%

ただし下記の工事については、下表を使用する。

- ①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。
- ②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。
- ③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
港湾構造物工事		22.48%	96.9	-0.0927	15.45%
海岸工事					

現場管理費率の算定式

$$J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

J_o : 現場管理費率 (%)

N_p : 純工事費 (円)

a、b : 定数値

(2) 引抜作業

引抜き長 (m)	2以下	4以下	6以下	9以下	12以下
引抜き数量 (枚/日)	91	78	68	58	50
引抜き長 (m)	15以下	19以下	23以下	25以下	—
引抜き数量 (枚/日)	43	38	33	30	—

- 注) 1. 上表は、広幅鋼矢板 (IIw、IIIw、IVw) 及びハット形鋼矢板 (10H、25H) には適用しない。
2. 鋼矢板、H形鋼を鉛直に吊り上げた状態で、鋼矢板等を切断する場合には、別途積算する。

2) 雑材料

雑材料は、溶接棒、導材 (ガイド) 賃料、敷鉄板賃料、電気溶接機損料、ウォータージェット併用施工用付属機器に関する経費 (配管バンドおよび溶接棒、電気溶接機損料、水中ポンプ損料、水槽および配管損料)、現場内小運搬に関する経費、電力に関する経費等の費用。

施工区分	バイブロハンマ機種・規格	雑材料率 (%)	
		普通・広幅 鋼矢板 H形鋼	ハット形 鋼矢板
バイブロハンマ単独打込	60kw	19	16
	90kw	22	18
ウォータージェット併用打込	60kw	18(22)	16(19)
	90kw	20(24)	18(21)
引抜き	60kw	18	—

- 注) 1. ウォータージェット併用打込における () 書きは、 $N_{max} < 50$ の場合で、転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する必要が生じた場合。
2. 引抜の雑材料は、広幅鋼矢板には適用しない。

3) 代 価 表

(1) 鋼矢板 (H形鋼杭) 打設・引抜 (パイプロハンマ単独・陸上施工) 1日 (枚・本) 当り

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要
パイプロハンマ	kw	日	1	
クローラクレーン	(油) 50~55 t 吊	〃	1	
土木一般世話役		人	1	
と び 工		〃	2	
普通作業員		〃	1	
雑 材 料				別表のとおり

注) 溶接作業が必要な場合は、別途計上する。

(2) 鋼矢板 (H形鋼杭) 打設・(ウォータージェット併用・陸上施工) 1日 (枚・本) 当り

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要
パイプロハンマ	kw	日	1	
ウォータージェット	14.7Mpa 325L/min	〃		
クローラクレーン	(油) 50~55 t 吊	〃	1	
土木一般世話役		人	1	
と び 工		〃	2	
溶 接 工		〃	1	
普通作業員		〃	1	
雑 材 料				別表のとおり